

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について  
(答申)

平成6年8月23日付け鎌市情第17号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
- 2 今回の個人情報の提供は、間接的には鎌倉市の高齢化社会対策に資することから了承するものであるが、日本社会事業大学という行政機関以外への個人情報の提供であることから、提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止、第三者への提供禁止など個人情報の保護措置を講ずるよう指導するとともに、提供目的終了後は速やかに提供した情報を回収し、かつ、日本社会事業大学の調査によって得られた情報の管理・運用については、条例制定の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう要請されたい。



1 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個 別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する記録の名称	利用・提供する理由	利用提供先
15	高齢化社会 対策担当  (市民課)  (老人福祉 課)	高齢化社会 対策事業  住民基本台 帳事務  要援護高齢 者対策事務	市内の65 歳以上の者  市内の65 歳以上の要 介護者	住民基本台帳  寝たきり老人対 象者名簿等	平成6年度厚生 省から老人保健 健康増進事業の 一環として、日 本—フィンラ ンド間の国際共 同調査研究の委 託を受けた日本 社会事業大学社 会事業研究所に 対し、依頼のあ った個人情報を 提供し、本市の 高齢化社会対策 に資するため。	日本社会事 業大学社会 事業研究所